

別紙 3

「水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について」（平成 28 年 3 月 31 日付け生食水発 0331 第 2 号～第 4 号）

改正後（新）				改正前（旧）			
(前略)				(前略)			
記				記			
1、2 （略）				1、2 （略）			
表 1 長期的な健康影響を考慮して基準が設定されている物質				表 1 長期的な健康影響を考慮して基準が設定されている物質			
3	(略)	<u>20</u>	ペルフルオロ（オクタン—スルホン酸）（別名 PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名 PFOA）	3	(略)	<u>(新設)</u>	
5	(略)	<u>21</u>	ベンゼン	5	(略)	<u>20</u>	ベンゼン
6	(略)	<u>22</u>	塩素酸	6	(略)	<u>21</u>	塩素酸
7	(略)	<u>23</u>	クロロ酢酸	7	(略)	<u>22</u>	クロロ酢酸
8	(略)	<u>24</u>	クロロホルム	8	(略)	<u>23</u>	クロロホルム
12	(略)	<u>25</u>	ジクロロ酢酸	12	(略)	<u>24</u>	ジクロロ酢酸
13	(略)	<u>26</u>	ジブロモクロロメタン	13	(略)	<u>25</u>	ジブロモクロロメタン
14	(略)	<u>27</u>	臭素酸	14	(略)	<u>26</u>	臭素酸
15	(略)	<u>28</u>	総トリハロメタン	15	(略)	<u>27</u>	総トリハロメタン
16	(略)	<u>29</u>	トリクロロ酢酸	16	(略)	<u>28</u>	トリクロロ酢酸
17	(略)	<u>30</u>	ブロモジクロロメタン	17	(略)	<u>29</u>	ブロモジクロロメタン
18	(略)	<u>31</u>	ブロモホルム	18	(略)	<u>30</u>	ブロモホルム
19	(略)	<u>32</u>	ホルムアルデヒド	19	(略)	<u>31</u>	ホルムアルデヒド
3～6 （略）				3～6 （略）			